

自動車騒音常時監視調査業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、騒音規制法第 18 条に基づき、自動車交通騒音及び建物の立地状況等を調査し、幹線道路に面する地域における環境基準達成状況を把握するため、県内幹線道路の一部における騒音等の測定及び環境省の自動車騒音常時監視事務支援サイトにおける「面的評価支援システムの最新版」（以下、「面的評価支援システム」という。）による面的評価により、自動車騒音の常時監視を実施する。

2. 業務委託期間

本業務の委託期間は契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日とする。

3. 業務内容

(1) 騒音等測定

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）（平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号及び環水大自第 1510301 号環境省水・大気環境局長）」によるもののほか、以下のとおりとする。

(ア) 測定項目

① 自動車交通騒音測定

A 等価騒音レベル LA_{eq}

B 時間率騒音レベル LA_5 （90%レンジ上端値）、 LA_{10} （80%レンジ上端値）、 LA_{50} （中央値）、 LA_{90} （80%下端値）、 LA_{95} （90%レンジ下端値）、 LA, F_{max} 、 LA, F_{min}

② 背後地騒音レベル LA_{eq} 、 LA_{95}

③ 交通量（上下線別及び車種別の 10 分間交通量並びに平均速度）

④ 測定地点の詳細（位置図、横断図）

(イ) 測定地点

測定地点は以下の 2 地点とする。

路線名	測定地点
一般国道 8 号	能美市五間堂町戊 1 番地 1 付近
主要地方道金沢美川小松線	能美市下ノ江町へ 83 番地 1 付近

※調査対象となる路線は、環境省「自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月版）」に基づく市内の 5 路線だが、同マニュアルに基づきローテーションで順次実施するものとしている。

(ウ) 測定回数

- ・自動車交通騒音測定・・・・・・1回（24時間測定） / 地点
- ・背後地騒音測定及び交通量・・・・昼間2回、夜間2回 / 地点
- ・測定地点の詳細・・・・・・1回 / 地点

(2) 電子地図

電子地図（Zmap-TOWNⅡ）は、能美市（以下、「委託者」という。）が使用許諾を受けたものを使用し、受託者は、委託者及びゼンリン㈱の承諾の下、ダウンロードした面的評価支援システムでこのゼンリン地図を使用するものとする。なお、業務終了後は、使用した電子地図を全て委託者に引き渡すこと。ただし、委託者が所有するものより最新の電子地図を受託者が保有する場合は、受託者が保有する電子地図の使用は妨げないものとする。

(3) 現地調査

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）（平成27年10月30日環水大第1510301号及び環水大自第1510301号環境省水・大気環境局長）」によるもののほか、次のとおりとする。

(ア) 道路設定調査

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道8号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

対象区間について、以下の道路条件の調査を実施するものとする。

- A 道路構造、車線数、幅員等
- B 舗装種別
- C 縦断勾配
- D 遮音壁の設置状況等
- E その他（交通規制の状況、信号交差点等との距離等）

(イ) 沿道設定調査

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道8号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

対象区間の道路敷地境界から50mの範囲について、以下の住宅等の状況（建物属性）

の調査を実施するものとする。なお、調査は、住宅地図等を使用するが、不足する情報については、現地調査を行うものとする。

A 建物属性の把握

- (a) 建物用途（独立住宅、集合住宅、併用住宅、学校・病院等、その他非住居系）
- (b) 建物構造（コンクリート造／その他）
- (c) 住居等戸数（必要に応じ階数・建築面積）
- (d) 建物位置の環境基準に係る地域の類型・都市計画用途地域
- (e) 道路との位置関係（建物が属する距離帯及び距離帯別住居等戸数）
- (f) その他（複数の評価区間に属する建物の処理等）

B 建物（群）による減衰の補正に係るパラメータの設定

- (a) 沿道建物の立地密度が疎の場合には、建物から見た道路の見通し角
- (b) 沿道建物の立地密度が密の場合には、建物のある街区の建物群立地密度

（４）面的評価

（ア）道路設定

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道８号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

面的評価支援システムを用いて、以下の項目の設定を行うものとする。

- A 道路平面線形要素
- B 道路構造の標準断面
- C 道路交通センサス区間

（イ）沿道設定

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道８号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

面的評価支援システムを用いて、以下の項目の設定を行うものとする。

- A 市町エリア
- B 都市計画用途区域
- C 環境基準類型指定地域
- D 評価区間
- E 道路端

- F 道路に面する地域
- G 距離帯
- H 近接空間
- I 街区
- J 建物

(ウ) 騒音設定

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道 8 号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

面的評価支援システムを用いて、以下の項目の設定を行うものとする。

- A 騒音測定地点
- B 騒音測定データ

(エ) 騒音推計前

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道 8 号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

面的評価支援システムを用いて、以下の項目の設定を行うものとする。

- A 騒音測定地点
- B 騒音測定データ

(オ) 騒音推計

① 対象区間

路線名	対象区間
一般国道 8 号	能美市栗生町～能美市五間堂町(3.2km)
主要地方道金沢美川小松線	能美市福島町～能美市下ノ江町(4.5km)

② 業務内容

面的評価支援システムを用いて、以下の項目の設定を行うものとする。

- A データチェック
- B 沿道情報の確認
- C データ照査・諸元

D 推計

E 常時監視フォーマット作成

(カ) 受託者は、面的評価の実施により得られた環境基準達成状況を成果品として評価し、成果品を委託者に提出するものとする。

4. 準拠する法令等

本業務は、本発注仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)
- (2) 騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)
- (3) 騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)
- (4) 騒音に係る環境基準の改正について(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号)
- (5) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について(平成 13 年 1 月 5 日環大企第 3 号)
- (6) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号環境省水・大気環境局長)
- (7) 騒音の評価手法等の在り方について(答申)(平成 10 年 5 月 22 日中環審第 132 号)
- (8) 「自動車騒音常時監視マニュアル」(平成 27 年 10 月 30 日環水大自発 1510303 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長)
- (9) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)」(平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号及び環水大自第 1510301 号環境省水・大気環境局長)
- (10) その他関係法令等

5. 貸与資料

委託者は、本業務の遂行にあたり、以下の資料等を貸与するものとする。

- (1) 都市計画用途地域図
- (2) 環境基準類型指定図
- (3) 環境省 面的評価支援システム(システム用データ、操作マニュアルを含む)※
- (4) (株)カーネル GIS エンジン(Active Map for.NET (Ver2.22))※
- (5) 国土地理院 数値地図 25,000(空間データ基盤)※
- (6) 地図データ(㈱ゼンリンの電子地図(Zmap-TOWNⅡ))※
- (7) システム入力用パソコン
- (8) その他業務遂行上必要と認める資料

※(3)、(4)、(5)、(6)については本市より貸し出すパソコンでのみ使用可能。

6. 主任技術者の選任

受託者は、本業務の意図及び目的を理解した上で、十分な知識、技術、経験を有する主任技術者を選任し委託者に届け出るものとする。主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

7. 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務の遂行にあたり、業務中のデータ等が他に流出することのないよう、その管理について徹底することとする。

8. 疑義の解釈

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は委託者（市担当者）と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義の解消に努めることとする。
- (2) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに市担当者に協議するものとする。
- (3) 使用するシステムの更新に常に配意し、最新バージョンのものを入手するように心掛け、使用に当たっては、その都度、委託者に連絡すること。なお、システム運用上の疑問点もその都度、委託者と連絡をとり、疑義の解消に努めること。

9. 土地への立ち入り

受託者が業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、これらの所有者に事前に承認を得ること。

10. 成果品

受託者は、業務が完了した場合は遅滞なく以下に示す成果品を提出し、委託者の検査を受けることとする。

- (1) 受託者が測定した騒音測定結果のデータ（道路端における騒音実測データ、背後地騒音データ、交通量データ及び測定地点の位置図・横断図）
- (2) 面的評価結果の電子データ（市の保有するシステムで検証するのに必要な全データ）
- (3) 環境省が指定する様式（マイクロソフトエクセルファイル）による電子データ
- (4) 別途指定する様式による常時監視報告書の印刷物及び電子データ
- (5) 市町毎の昼間、夜間の環境基準達成率で色分けした評価区間図（A5 版横にした時に文字、区間が明瞭に識別できるもの）の印刷物（A4 版）及び電子データ
- (6) 環境基準未達成部分の住宅分布の印刷物及び電子データ
- (7) 能美市の道路網と評価対象区間を明示した地図（A4 版縦）の印刷物及び電子データ

11. 成果品の帰属

受託者は、本業務で得た全ての成果品について委託者に帰属するものとし、許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。